

国基準相当型訪問サービス

令和7年4月適用 墨田区

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1月に つき
A2	1211	訪問型独自サービス12		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	
A2	1321	訪問型独自サービス13		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)週1回程度の場合	12単位減算	-12
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)週2回程度の場合	23単位減算	-23
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)週2回を超える程度の場合	37単位減算	-37
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)週1回程度の場合	12単位減算	-12
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)週2回程度の場合	23単位減算	-23
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)週2回を超える程度の場合	37単位減算	-37
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上以上の場合		所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	1月に つき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	

A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1 ※	へ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)※ (一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算		1月に つき
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2 ※		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3 ※		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4 ※		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5 ※		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6 ※		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7 ※		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8 ※		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9 ※		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10 ※		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11 ※		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12 ※		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13 ※		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14 ※		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算		

国基準相当型訪問サービス 日割計算用サービスコード（契約期間が1月に満たない場合）

令和7年4月適用 墨田区

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)39単位	日割計算 の場合 ÷30.4日	39	1日に つき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)77単位		77	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)123単位		123	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)週1回程度の場合	1単位 減算	-1	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)週2回程度の場合	1単位 減算	-1	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		(2)週2回を超える程度の場合	1単位 減算	-1	

A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週1回程度の場合	1単位 減算		-1
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		(2)週2回程度の場合	1単位 減算		-1
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		(2)週2回を超える程度の場合	1単位 減算		-1
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	